

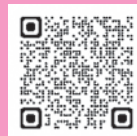
しまねの労働

10

2026

島根県商工労働部雇用政策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎0852(22)5297
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>
Eメール koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp



誰もが、誰かの、
たからもの。

目次

- | | |
|---|--|
| □令和9年度入校の県立高等技術校訓練生募集!! … 1 | □令和8年10月1日から、ハラスメント対策・労働ルールが強化されます! …… 3 |
| □しまね技能フェスティバル2026及び in Masuda 開催のご案内 …… 2 | □ジョブカフェしまねからのお知らせ …… 4 |
| □エイジフレンドリー補助金のご案内 …… 2 | □くらしサポートセンター島根のご案内 …… 4 |
| □シルバー派遣事業の「臨・短・軽」 …… 3 | |

令和9年度入校の県立高等技術校訓練生募集!!

高等技術校は、職業に就くために必要な技術、専門知識の習得や資格を取得するための職業訓練、また、在職の方の職業訓練を行うための県立の職業能力開発施設です。

●募集訓練科

校名	訓練科名	訓練内容	期間
東部高等技術校 (出雲市)	美容科	美容師に必要な技能習得と資格取得を目指します。	2年
	自動車工学科	2級自動車整備士に必要な技能習得と資格取得を目指します。	
	住環境・土木科	設備工事、土木工事に必要な技能習得と資格取得を目指します。	
	ものづくり機械加工科	機械加工に関する技能士と関連する資格取得を目指します。	1年
	Webデザイン科	ITスキルやWebデザイン等の技術取得を目指します。	
	建築科	建築大工に必要な技能習得と在来木造建築について学びます。	
	左官科	左官作業とタイル貼り等の関連作業を学びます。	
	介護サービス科	介護施設の介護補助員に必要な知識、技術、ビジネスマナーを学びます。	
西部高等技術校 (益田市)	OAシステム科	ICT時代に必要な情報技術、簿記会計、データ分析の知識・技能を学びます。	1年
	建築科	建築大工に必要な技能習得と在来木造建築について学びます。	
	機械加工・溶接科	3次元CADで設計した図面を基に機械加工と各種溶接方法の技能、知識を学びます。	

●選抜日程（一般選抜）

※選抜の結果、定員を満たさなかった訓練科は追加募集をおこなう場合があります。
募集状況の詳細は各高等技術校へお問い合わせください。

願書受付期間	入校検定日	合格発表
令和8年9月4日～令和8年10月16日	令和8年10月30日	令和8年11月6日

●お問い合わせ先

島根県立東部高等技術校 TEL 0853-28-2733 島根県立西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

技術校プロモーション動画



▲ 東部校



▲ 西部校

しまね技能フェスティバル2026 開催のご案内

ものづくりの技、大発見！様々な手仕事の体験コーナーや「現代の名工」の実演コーナーなど、ものづくりの面白さや素晴らしさを体感できるイベントを開催します。

<日 時> 令和8年10月11日（日）10:00～16:00

<会 場> くにびきメッセ大展示場（松江市）

<内 容> ものづくり体験（小中学生対象）

銅板レリーフ作り、ソーラーマット作り、ミニ畳作り、モッカブロック作り、和菓子作り など

※内容については変更する場合があります。

<参加費> 無料（ただし先着順で体験チケットを配布）

<主 催> 島根県、島根県職業能力開発協会

<問合せ先> 島根県職業能力開発協会（TEL 0852-23-1755）

※写真は昨年度の様子です。



しまね技能フェスティバル2026 in Masuda 開催のご案内

みんな集まれ！いろいろなものづくりを体験しよう！様々な手仕事の体験コーナーや模擬家屋を使った大工工事の実演など、ものづくりの面白さや素晴らしさを体感できるイベントを開催します。

※写真は昨年度の様子です。

<日 時> 令和8年11月15日（日）9:00～15:00

<会 場> 島根県立西部高等技術校（益田市）

<内 容> ものづくり体験（小中学生対象）

ミニ畳作り、鋳物（いもの）教室、

苔玉作り、銅板レリーフ作り、

フラワーアレンジメント体験 など

※内容については変更する場合があります。

<参加費> 無料（ただし先着順で体験チケットを配布）

<主 催> 島根県、島根県職業能力開発協会

<問合せ先> 島根県職業能力開発協会（TEL 0852-23-1755）



高齢労働者の労働災害防止対策を支援 エイジフレンドリー補助金のご案内

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とする改正労働安全衛生法が令和8年4月1日に施行されました。60歳以上の高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部が補助されますので、ぜひご活用ください。

●対象となる方と支援の概要

コース名	補助対象経費	対象事業者
Ⅰ 専門家総合対策コース （第1段階） ・補助率 4／5 ・上限額 100万円	・労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 ※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、下記の第2段階の申請から行うことも可能（その場合第1段階の申請は不要）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること
Ⅰ 専門家総合対策コース （第2段階） ・補助率 1／2 ・上限額 100万円 （第1段階との合計額）	・リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費	・役員を除き、自社の労働災害保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること
Ⅱ 熱中症対策コース ・補助率 1／2 ・上限額 100万円	・暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費	
Ⅲ コラボヘルスコース ・補助率 3／4 ・上限額 30万円	・コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費	※コースⅠ及びⅡは60歳以上の労働者が対象です

- 申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日
※専門家総合対策コース（第1段階）の申請受付期間は8月31日で終了
- 申請先・お問い合わせ先 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」Tel：03-6381-7507



▲詳しくはこちらから

はじめませんか？ 補助スタッフ活用で働き方改革！ シルバー派遣事業の「臨・短・軽」

島根県内でのシルバー人材センターの労働者派遣事業（シルバー派遣事業）は、多様な働き方を希望する「元気なシニア世代」の会員（約1,600人）が、介護・子育て、公共サービス、観光関連分野等をはじめとする様々な分野の職場において、専門（正規）職員の「補助スタッフ」として活躍しています。（港湾運送、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は除きます。）

特殊な勤務形態の放課後児童クラブや産休・育休取得時の代替人員確保策の一つとしての活用も可能です。

4つの特長・活用メリット

- 基本的な仕組みは民間の派遣会社と同様
1人でも大人数でも、事務手続きは一括。人材確保の手間とコスト、労務管理の負担が軽減できます。
- 会員1人あたりの就業範囲は「臨時的かつ短期的な就業、または軽易な業務（原則週20時間未満）」
（社会保険・雇用保険の適用外）
- 仕事に慣れた会員を続けて受入が可能（期間制限の対象外）
- 1日だけの業務でも派遣受け入れが可能（日雇派遣の制限の例外）

★お申込み・お問い合わせは「あなたのまちのシルバー人材センター」へ

島根県 シルバー あなたのまち

検索

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね2階 TEL：0852-28-1171

江津分室 TEL：0855-52-5320 隠岐分室 TEL：08512-3-1691

邑智分室大田連絡所 TEL：0854-86-8620



▲シルバー人材センター連合会HP

令和8年10月1日から、ハラスメント対策・労働ルールが強化されます！

カスタマーハラスメント 対策の義務化

顧客等から社会通念上許容される範囲を超えた言動（カスタハラ）から、**労働者を守るための措置を講じることが義務化されます。**

- ・毅然とした対応方針の明確化
- ・相談窓口の設置および相談体制の整備
- ・悪質なカスタハラへの対応方法の決定 など

求職者等に対する セクハラ対策の義務化

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による**求職活動等を阻害されることを防ぐ措置が義務化されます。**

- ・求職者等へのハラスメント禁止方針の明確化
- ・求職者向けの相談窓口の周知など

パートタイム・有期雇用労働者に 関するルールの変更

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。

- ・雇入れ時の労働条件明示事項が追加。

改訂後のモデル条件
通知書はこちら→



- ・「同一労働同一賃金ガイドライン」が改定（手当や各種休暇などの均等・均衡待遇がより厳格化）。

【お問い合わせ先】島根労働局雇用環境・均等室
TEL：0852-31-1161



▲島根労働局のHP



ジョブカフェしまね からのお知らせ

ジョブカフェしまねでは、島根県内外の学生に向け、合同企業説明会や就業体験等の開催、きめ細やかな県内企業情報等の提供を行い、県内企業の皆様と学生の縁結びをサポートしています。

定住財団「求人サイト」を採用活動に活かしませんか？

月間約**26**万ページビュー！ 島根県内最大級の就活情報サイト！

企業情報・求人情報だけでなく、各イベント・就業体験等の情報を随時発信しています。定住財団「求人サイト」に企業登録すると、学生・若年者向けサイト「ジョブカフェしまね」だけでなく、UIターン者向けサイト「くらしまねっと」もご利用いただけます。ご登録・ご利用は無料。採用活動のツールの1つとして、ぜひお役立てください。

■企業登録の方法！

①定住財団「求人サイト」からお申込み情報入力フォームへ必要事項を入力の上、送信してください。

②定住財団にてお申込みの翌日から3営業日後までに登録内容の審査を行います。

③登録完了後、企業情報・求人情報・イベント情報等を作成していただくことができます。

＼すべて無料／ こんなことができます！

1

企業情報・求人情報の掲載

2

就業体験・就職イベント等の告知

3

定住財団主催イベント等への参加

4

定住財団の各種採用支援が受けられる

5

スカウト機能など各種機能の利用

など

▼求人サイト詳細



【ジョブカフェしまね（公益財団法人ふるさと島根定住財団）】

ジョブカフェしまね

検索

■松江センター 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL：0852-28-0694 [開所9：30～18：00 日・祝休み]

■浜田プランチ 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階

TEL：0855-25-1600 [開所9：30～18：00 土・日・祝休み]

くらしサポートセンター島根

一緒に解決 秘密厳守 無料相談で安心

こまったときは、ひとりで悩まないで！まずは相談を！！

困ったとき、どこに相談していいかわからないとき・・・

そんなとき、「くらしサポートセンター島根」がお力になります

仕事上の悩み相談

雇用、労働契約、賃金、労働時間、残業未払、退職、いじめ・嫌がらせ・パワハラなど



生活上の悩み相談

生活苦、多重債務、子育て、介護、家族関係、心の健康、悪質商法、相続問題など



※2025年度件数：労働相談243件、生活相談231件、合計474件

相談日 月～金曜日 10:00～12:00 (祝日除く)
13:00～16:00

毎週水曜日は女性相談員も相談を承ります

フリーダイヤル 0120-969-234

問い合わせ先 一般社団法人 島根県労働者福祉協議会 〒690-0007 松江市御手船場町557-7 (労働会館別館)
TEL：0852-23-3302 / FAX：0852-23-3303 URL：https://shimane.rohuku.net/